

郡山市民間放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱

令和3年4月1日制定
令和4年3月4日一部改正
令和4年4月5日一部改正
令和5年2月1日一部改正
令和5年4月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正
令和6年9月2日一部改正
令和7年1月20日一部改正
令和7年4月1日一部改正
令和7年6月1日一部改正
令和8年1月29日一部改正
[こども部こども総務企画課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業のうち民間の実施主体が行う事業（以下「民間児童クラブ事業」という。）に対し、運営費等の一部助成を行うことにより、本市における児童の健全な育成及び民間児童クラブ事業利用者の負担軽減を図ることを目的として、予算の範囲内で郡山市民間放課後児童クラブ運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 郡山市児童福祉法施行細則（平成9年郡山市規則第32号）第13条の2第1項の放課後児童健全育成事業開始届を市長に提出していること。
- (2) 郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第35号）に規定する基準を遵守していること。
- (3) 当該年度の申請日時点から申請日以降の各月の初日の時点において、民間児童クラブ事業に係る支援の単位を構成する児童の数（以下「児童数」という。）が10人以上であること。
- (4) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していないこと。
- (5) 令和7年度中に補助金の交付を受けていない者については、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。

- ア 市が指定する学区に設置する民間児童クラブであること。
 - イ 市が指定する基準日において補助金を受けようとする民間児童クラブが（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たすこと。
 - （ア）民間児童クラブ所在地に係る小学校区における公立児童クラブに待機児童が生じていること。
 - （イ）4年生以上の学年（以下、「高学年」という。）に入所制限を設けていること。
- 2 前項の規定は、既に民間児童クラブ事業を実施している者が新たに児童クラブを設置その他の事業の拡大をする場合に準用する。
(補助金の交付の対象経費等)
- 第3条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる額のうち最も小さいものとする。
- (1) 別表1に定める事業ごとに、同表補助基準額の欄に定める算出方法で計算した補助基準額の合計額
 - (2) 別表1の補助対象経費の欄に掲げる経費の実支出額の合計額
 - (3) 別表1の区分ごとに掲げる事業に要した経費の総額から寄附金その他の収入額を控除した額
- 2 放課後児童健全育成事業及び放課後児童クラブ送迎支援事業に係る前項に規定する額の算出については、当該額に別表2に区分する割合を乗じた額を補助金の交付額とする。
- 3 前2項の規定により算出された補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、民間児童クラブの開所、廃止又は休止及び休止後の再開、年度途中での10人を基準とした児童数の増減により当該年度における補助金額算定の期間（以下、「算定期間」という。）が12月に満たない場合は、前項の規定により算出された補助金の額を12で除して得た額に算定期間を乗じて算定する。
- 5 第1項から前項までの規定にかかわらず、補助金の交付対象となる年度において事業を実施した期間が3月に満たないときは、補助金を交付しない。
- 6 前項に規定する算定期間の月数は、次のとおりとする。
- (1) 曆に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - (2) 算定期間における児童数の平均が10人を下回った場合、下回った月以降は算定期間から除くものとする。
- (補助金の交付の申請)
- 第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 補助金積算内訳書（第1号様式）
 - (2) 運営概要書（第2号様式）
 - (3) 利用状況書（第3号様式）
 - (4) 利用児童名簿（第4号様式）
 - (5) 収支予算書（第5号様式）

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、補助事業の性質により事業の着手前に申請することができないため、規則第20条の3の規定に基づき、補助金の交付を受けようとする年度の4月末日までに行わなければならない。ただし、算定期間の中途において開所する場合又は算定期間の中途の月の初日の時点において第2条第2項の交付対象要件を満たした場合は、事業開始日若しくは交付対象要件を満たした月の初日の時点から30日以内に行わなければならない。

3 交付額の変更申請を行うときは、規則第9条第1項の補助事業等内容変更等承認申請書に第1項に掲げる書類を必要に応じて添えて、市長に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費又は総事業費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (3) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告すること。この場合において、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。
- (4) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度の3月31日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、規則第14条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告内訳書（第6号様式）
- (2) 運営報告書（第7号様式）
- (3) 利用児童数実績表（第8号様式）
- (4) 利用児童報告書（第9号様式）
- (5) 収支決算書（第10号様式）

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第9条 市長は、必要と認めるときは、規則第16条の2第2項の規定により、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(財産処分の制限)

第10条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成27年内閣府告示第424号）に定めるとおりとする。

2 規則第20条第3号に規定する別に指定するものは、その取得価格が50万円以上のものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月4日から施行し、この要綱による改正後の郡山市民間放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月5日から施行し、この要綱による改正後の郡山市民間放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行し、この要綱による改正後の郡山市民間放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、別表の国交付要綱別紙に規定する放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）に係る改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行し、この要綱による改正後の郡山市民間放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年1月29日から施行し、この要綱による改正後の第3条第1項第1号及び別表1の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の第2条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後になされた補助金の交付の申請から適用し、施行の日前になされた補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

別表1（第3条関係）

事業	補助基準額	補助対象 経費
子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和5年9月7日付こ成第481号。以下「国交付要綱」という。）別紙に規定する放課後児童健全育成事業	<p>年間開所日数が250日以上</p> <p>の放課後児童健全育成事業所</p> <p>1 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 支援の単位を構成する児童の数が19人以下 2,794,000円—（19人—支援の単位を構成する児童の数）×30,000円</p> <p>(2) 支援の単位を構成する児童の数が20～35人 5,117,000円—（36人—支援の単位を構成する児童の数）×27,000円</p> <p>(3) 支援の単位を構成する児童の数が36～45人 5,117,000円</p> <p>(4) 支援の単位を構成する児童の数が46～70人 5,117,000円—（支援の単位を構成する児童の数—45人）×85,000円</p> <p>(5) 支援の単位を構成する児童の数が71人以上 2,917,000円</p> <p>2 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） (1日8時間以上開所する場合) (年間開所日数—250日)×21,000円</p> <p>3 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） (長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合) (上記要件に該当する開所日数)×21,000円</p> <p>4 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超えて、かつ22時を超えない時間」の年間平均時間数×449,000円</p> <p>(2) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超えて、かつ22時を超えない時間」の年間平均時間数×202,000円</p>	需用費、 人件費、 旅費、報 償費、役 務費、使 用料、賃 借料、備 品購入費 等（飲食 物に係る 経費は除 く。）
年間開所日数が200日以上249日以下の放課後児童健	<p>1 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 支援の単位を構成する児童の数が20人以上 3,356,000円</p> <p>(2) 支援の単位を構成する児童の数が19人以下 1,881,000円</p> <p>2 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） (長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合)</p>	需用費、 人件費、 旅費、報 償費、役 務費、使 用料、賃 借料、備 品購入費

	全育成事業所	(上記要件に該当する開所日数) × 21,000円 3 長時間開所加算額 (1支援の単位当たり年額) 平日における「18時半を超える、かつ22時を超えない時間」の年間平均時間数 × 449,000円	等 (飲食物に係る経費は除く。)
国交付要綱別紙に規定する放課後児童クラブ送迎支援事業	送迎支援 (1支援の単位当たり年額) 581,000円	送迎を行う車両に係る燃料費等	
国交付要綱別紙に規定する放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	放課後児童支援員等処遇改善 (1支援の単位当たり年額) 11,000円 × 賃金改善対象者数 × 事業実施月数	処遇改善に係る人件費	
物価高騰対策事業	物価高騰対策 (1支援の単位当たりの年額) 1 定員数が29人以下 35,000円 2 定員数が30人以上 42,000円	光熱費等	

備考

- この表中「支援の単位」とは、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、児童の集団の規模を表すものをいう。
- この表中「支援の単位を構成する児童の数」とは、毎日、放課後児童健全育成事業を利用する児童の人数に、一時的に放課後児童健全育成事業を利用する児童の平均利用人数を加えて得た数をいう。
- この表中「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1か月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1か月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数を加えたものをいう。

別表2（第3条関係）

区分	補助割合
1 令和7年度中に補助金の交付を受けている支援の単位	100/100
2 令和7年度中に補助金の交付を受けていない支援の単位（ 令和7年度中に補助金の交付を受けた後に廃止又は休止し、 令和8年度以降に再度開始又は再開した場合を含む。以下同じ。）で、補助を受けようとする年度の前年度に市が公表する時点において、市が指定する小学校区で事業を実施する民間児童クラブ事業	100/100
3 令和8年度以降に上記2により補助金の交付を受けた支援の単位	100/100
4 令和7年度中に補助金の交付を受けていない支援の単位 (1) 補助を受けようとする年度の前年度に市が公表する時点において、公立児童クラブで待機児童が生じており、高学年の入所制限がある小学校区で事業を実施する民間児童クラブ事業 (2) 補助を受けようとする年度の前年度に市が公表する時点において、公立児童クラブで待機児童が生じていないが、高学年の入所制限がある小学校区で事業を実施する民間児童クラブ事業	60/100 30/100

備考

- 1 この表中「支援の単位」とは、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、児童の集団の規模を表すものをいう。

第1号様式(第4条関係)

補助金積算内訳書

別表2の区分

--

支援の単位が複数ある場合は、支援の単位ごとに算出してください。

(1) 国交付要綱別紙に規定する放課後児童健全育成事業

250日以上開所の場合

			支援の単位: 備考
児童数・日数・時間数			補助金額
基本額	1～19人		※該当する欄に対象児童数を記入
	20～35人		
	36～45人		
	46～70人		
	71人以上		
開所日数加算			※開所日数を記入
長期休暇支援加算			※長期休暇中新たに支援の単位を設ける場合、その期間の「平日」の開所日数を記入
長時間加算	平日		※平日18時半を超える時間の平均時間数を記入 ※小数点第3位を切捨て
	長期休暇等		※長期休暇中及び土日祝日の、1日8時間を超える開所時間の平均時間数を記入 ※小数点第3位を切捨て
合計			

200～249日開所の場合

			備考
児童数・日数・時間数			補助金額
基本額	1～19人		※該当する欄に対象児童数を記入
	20人以上		
長期休暇支援加算			※長期休暇中新たに支援の単位を設ける場合、その期間の「平日」の開所日数を記入
	平日		※平日18時半を超える時間の平均時間数を記入 ※小数点第3位を切捨て
合計			

項目	金額	備考
事業費総額	①	支出小計③(健全育成事業以外の市補助金を除く)
寄附金その他の収入額	②	収入小計③'
差引額	③(①-②)	
対象経費の実支出額	④	支出小計①'(健全育成事業以外の市補助金を除く)
補助基準額	⑤	上記算定額
選定額	⑥	③、④、⑤を比較し、最も少ない額に、別表2の区分による割合を乗じた額を選定 ※1,000円未満切捨て

第1号様式(第4条関係)

(2) 国交付要綱別紙に規定する放課後児童クラブ送迎支援事業

	該当の有無	補助金額	備考
送迎支援			※保護者負担を求める場合は対象にならない

項目	金額	備考
事業費総額 ①		
寄附金その他の収入額 ②		
差引額 ③(①-②)		
対象経費の実支出額 ④		
補助基準額 ⑤		上記算定額
選定額 ⑥		③、④、⑤を比較し、最も少ない額に、別表2の区分による割合を乗じた額を選定 ※1,000円未満切捨て

(3) 国交付要綱別紙に規定する放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)

	該当の有無	補助金額	備考
処遇改善			11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数

項目	金額	備考
事業費総額 ①		
寄附金その他の収入額 ②		
差引額 ③(①-②)		
対象経費の実支出額 ④		
補助基準額 ⑤		上記算定額
選定額 ⑥		③、④、⑤を比較し、最も少ない額を選定 ※1,000円未満切捨て

(4) 物価高騰対策事業

	定員数	補助金額	備考
29人以下			
30人以上			

項目	金額	備考
事業費総額 ①		
寄附金その他の収入額 ②		
差引額 ③(①-②)		
対象経費の実支出額 ④		
補助基準額 ⑤		上記算定額
選定額 ⑥		③、④、⑤を比較し、最も少ない額を選定 ※1,000円未満切捨て

第2号様式(第4条関係)

運営概要書

1 開所日及び開所時間

	通常時間	延長あり開所時間	開所日数(予定)
平日	から		日
長期休業日	から		日
土曜日	から		日
日曜・祝日	から		日
※日・祝日以外の休所日:			
※日・祝日の開設理由:			

2 職員数

	支援員	補助員	その他
人数	人	人	人

3 今年度保護者負担金

基本利用料	円/月	長期休業利用料	円/月	入所料	円
延長利用料	円/月	おやつ代	円/月		
その他 保護者 負担金					
利用者の 負担軽減					

【添付資料】

保護者負担額、開設時間が分かる書類(規定、保護者説明会資料、ちらし等)

第3号様式(第4条関係)

利用状況書

1 放課後児童健全育成事業に係る届出状況

	専用区画 面積(m ²)	定員 (人)
単位1		
単位2		
単位3		

2 利用児童状況(単位別) (単位:人)

	定員	利用児童数	対象児童数
単位1			
単位2			
単位3			
計			

3 利用児童状況(学校別) (単位:人)

利用児童名簿

1 児童名簿

支援の単位:

No.	小学校名	学年	氏名	利用日数	入会要件	入会期間(予定)				
1				/5日		月	日	～	月	日
2				/5日		月	日	～	月	日
3				/5日		月	日	～	月	日
4				/5日		月	日	～	月	日
5				/5日		月	日	～	月	日
6				/5日		月	日	～	月	日
7				/5日		月	日	～	月	日
8				/5日		月	日	～	月	日
9				/5日		月	日	～	月	日
10				/5日		月	日	～	月	日
11				/5日		月	日	～	月	日
12				/5日		月	日	～	月	日
13				/5日		月	日	～	月	日
14				/5日		月	日	～	月	日
15				/5日		月	日	～	月	日
16				/5日		月	日	～	月	日
17				/5日		月	日	～	月	日
18				/5日		月	日	～	月	日
19				/5日		月	日	～	月	日
20				/5日		月	日	～	月	日
21				/5日		月	日	～	月	日
22				/5日		月	日	～	月	日
23				/5日		月	日	～	月	日
24				/5日		月	日	～	月	日
25				/5日		月	日	～	月	日
26				/5日		月	日	～	月	日
27				/5日		月	日	～	月	日
28				/5日		月	日	～	月	日
29				/5日		月	日	～	月	日
30				/5日		月	日	～	月	日
31				/5日		月	日	～	月	日
32				/5日		月	日	～	月	日
33				/5日		月	日	～	月	日
34				/5日		月	日	～	月	日
35				/5日		月	日	～	月	日
36				/5日		月	日	～	月	日
37				/5日		月	日	～	月	日
38				/5日		月	日	～	月	日
39				/5日		月	日	～	月	日
40				/5日		月	日	～	月	日

第4号様式(第4条関係)(裏面)

No.	小学校名	学年	氏名	利用日数	入会要件	入会決定期間				
41				/5日		月	日	～	月	日
42				/5日		月	日	～	月	日
43				/5日		月	日	～	月	日
44				/5日		月	日	～	月	日
45				/5日		月	日	～	月	日
46				/5日		月	日	～	月	日
47				/5日		月	日	～	月	日
48				/5日		月	日	～	月	日
49				/5日		月	日	～	月	日
50				/5日		月	日	～	月	日
51				/5日		月	日	～	月	日
52				/5日		月	日	～	月	日
53				/5日		月	日	～	月	日
54				/5日		月	日	～	月	日
55				/5日		月	日	～	月	日
56				/5日		月	日	～	月	日
57				/5日		月	日	～	月	日
58				/5日		月	日	～	月	日
59				/5日		月	日	～	月	日
60				/5日		月	日	～	月	日
51				/5日		月	日	～	月	日
52				/5日		月	日	～	月	日
53				/5日		月	日	～	月	日
54				/5日		月	日	～	月	日
55				/5日		月	日	～	月	日
56				/5日		月	日	～	月	日
57				/5日		月	日	～	月	日
58				/5日		月	日	～	月	日
59				/5日		月	日	～	月	日
60				/5日		月	日	～	月	日
利用児童数 合計(人)			対象児童数 合計(人)							

入会要件

- 1 就労のため
- 2 傷病・障がい等のため
- 3 同居の親族を常時看護・介護しているため
- 4 就学や職業訓練等のため
- 5 出産前後のため
- 6 その他
- 0 対象外児童

収支予算書

【収入】

(単位:円)

項目	金額	説明
運営事業費収入		
保護者負担金		
入所料		
利用料		
通常利用料		
長期休業利用料		
延長利用料		
送迎料		
その他()		
郡山市補助金		
放課後児童健全育成事業		
送迎支援事業		
処遇改善事業(月額9,000円相当)		
物価高騰対策事業		
積立金等取崩額		
退職引当金繰入額		
修繕積立金取崩額		
短期運営資金積立金取崩額		
その他収入(寄付金等)		
前年度繰越金		
収入小計①		※支出小計①と一致させてください。
収入小計①'		(収入小計①-郡山市補助金)
実費負担事業費収入		
保護者負担金		
おやつ代		
給食代		
行事代		
教材代		
保険代		
その他()		
その他収入()		
収入小計②		※支出小計②と一致させてください。
放課後児童健全育成事業 収入小計③		(収入小計①+収入小計②)
放課後児童健全育成事業 収入小計③'		(収入小計①' + 収入小計②)
付加サービス事業費収入		
保護者負担金		
事業代		
教材代		
その他()		
その他収入()		
収入小計④		※支出小計④と一致させてください。
収入 合計		(収入小計③+収入小計④)

【支出】

(単位:円)

項目	金額	説明
運営事業費支出		
人件費		
給料賃金		
賞与		
時間外手当		
通勤手当		
福利厚生費		
その他()		
事業関連費		
施設使用料		
光熱水費		
修繕費		
保険料		
通信費		
事務費		
消耗品費		
備品購入費		
行事費		
研修・出張旅費		
負担金		
その他		
送迎費		※補助金(送迎支援)を申請する場合のみこの欄に計上
積立金等		
退職引当金		
修繕積立金		
短期運営資金積立金		
その他支出()		
支出小計①		※収入小計①と一致させてください。
支出小計①'		(支出小計① - 積立金)
実費負担事業費支出		
おやつ代		
給食代		
行事代		
教材代		
保険代(児童分)		
その他()		
支出小計②		※収入小計②と一致させてください。
放課後児童健全育成事業 支出小計③		支出小計① + 支出小計②
放課後児童健全育成事業 支出小計③'		(支出小計①' + 支出小計②)
付加サービス事業費支出		
事業代		
教材代		
その他()		
支出小計④		※収入小計④と一致させてください。
支出 合計		支出小計③ + 支出小計④

第6号様式(第7条関係)

実績報告内訳書

別表2の区分

--

支援の単位が複数ある場合は、支援の単位ごとに算出してください。

(1) 国交付要綱別紙に規定する放課後児童健全育成事業

250日以上開所の場合

			支援の単位: 備考
児童数・日数・時間数			補助金額
基本額	1～19人		※該当する欄に対象児童数を記入
	20～35人		
	36～45人		
	46～70人		
	71人以上		
開所日数加算			※開所日数を記入
長期休暇支援加算			※長期休暇中新たに支援の単位を設けた場合、その期間の「平日」の開所日数を記入
長時間加算	平日		※平日18時半を超える時間の平均時間数を記入 ※小数点第3位を切捨て
	長期休暇等		※長期休暇中及び土日祝日の、1日8時間を超える開所時間の平均時間数を記入 ※小数点第3位を切捨て
合計			

200～249日開所の場合

			備考
児童数・日数・時間数			補助金額
基本額	1～19人		※該当する欄に対象児童数を記入
	20人以上		
長期休暇支援加算			※長期休暇中新たに支援の単位を設けた場合、その期間の「平日」の開所日数を記入
長時間加算	平日		※平日18時半を超える時間の平均時間数を記入 ※小数点第3位を切捨て
	長期休暇等		
合計			

項目	金額	備考
事業費総額	①	支出小計③(健全育成事業以外の市補助金を除く)
寄附金その他の収入額	②	収入小計③'
差引額	③(①-②)	
対象経費の実支出額	④	支出小計①'(健全育成事業以外の市補助金を除く)
補助基準額	⑤	上記算定額
選定額	⑥	③、④、⑤を比較し、最も少ない額に、別表2の区分による割合を乗じた額を選定 ※1,000円未満切捨て

第6号様式(第7条関係)

(2) 国交付要綱別紙に規定する放課後児童クラブ送迎支援事業

	該当の有無	補助金額	備考
送迎支援			※保護者負担を求める場合は対象にならない

項目	金額	備考
事業費総額 ①		
寄附金その他の収入額 ②		
差引額 ③(①-②)		
対象経費の実支出額 ④		
補助基準額 ⑤		上記算定額
選定額 ⑥		③、④、⑤を比較し、最も少ない額に、別表2の区分による割合を乗じた額を選定 ※1,000円未満切捨て

(3) 国交付要綱別紙に規定する放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)

	該当の有無	補助金額	備考
処遇改善			11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数

項目	金額	備考
事業費総額 ①		
寄附金その他の収入額 ②		
差引額 ③(①-②)		
対象経費の実支出額 ④		
補助基準額 ⑤		上記算定額
選定額 ⑥		③、④、⑤を比較し、最も少ない額を選定 ※1,000円未満切捨て

(4) 物価高騰対策事業

	定員数	補助金額	備考
29人以下			
30人以上			

項目	金額	備考
事業費総額 ①		
寄附金その他の収入額 ②		
差引額 ③(①-②)		
対象経費の実支出額 ④		
補助基準額 ⑤		上記算定額
選定額 ⑥		③、④、⑤を比較し、最も少ない額を選定 ※1,000円未満切捨て

運営報告書

1 開所日及び開所時間

	通常時間	延長あり開所時間	開所日数(実績)
平日	から		日
長期休業日	から		日
土曜日	から		日
日曜・祝日	から		日
※日・祝日以外の休所日:			
※日・祝日の開設理由:			
※臨時休所日および休所理由:			

2 職員数

	支援員	補助員	その他
人数	人	人	人

【添付資料】

開所日数が分かる書類

利用児童数実績表

	毎日利用			週4日利用			週3日利用			週2日利用			週1日利用			その他※		一時保育※			合計		
	利用児童数	係数	対象児童数	利用児童数	係数	対象児童数	利用児童数	係数	対象児童数	利用児童数	係数	対象児童数	利用児童数	係数	対象児童数	利用児童数	対象児童数※	利用延人数	月開所日数	対象児童数	利用児童数	対象児童数	
4月		1			4/5			3/5			2/5			1/5									
5月		1			4/5			3/5			2/5			1/5									
6月		1			4/5			3/5			2/5			1/5									
7月		1			4/5			3/5			2/5			1/5									
8月		1			4/5			3/5			2/5			1/5									
9月		1			4/5			3/5			2/5			1/5									
10月		1			4/5			3/5			2/5			1/5									
11月		1			4/5			3/5			2/5			1/5									
12月		1			4/5			3/5			2/5			1/5									
1月		1			4/5			3/5			2/5			1/5									
2月		1			4/5			3/5			2/5			1/5									
3月		1			4/5			3/5			2/5			1/5									
合計																							

※その他、一時保育以外の登録児童数については、月初日の登録児童数を記入

※対象児童数欄は利用区分ごとに小数点以下切り上げること

※「その他」…長期休業期間のみの受入や12ヶ月未満の受入がある場合に記入

※「その他」利用の場合、在籍する月に人数を記載してください。

※「一時保育」…年間または月毎の継続した利用ではなく、1日単位、随時、不定期に利用できる受入のこと。実施している場合のみ記入

※「一時保育」の計算方法は、利用した延人数を当該月の開設日数で割り、小数点以下を切り上げてください。

(例) 延人数13人、開所日数27日の場合、 $13 \div 27 = 0.48$ 人 ≈ 1人

利用児童報告書

1 児童名簿

支援の単位:

No.	小学校名	学年	氏名	利用日数	入会要件	入会期間(予定)				
1				/5日		月	日	～	月	日
2				/5日		月	日	～	月	日
3				/5日		月	日	～	月	日
4				/5日		月	日	～	月	日
5				/5日		月	日	～	月	日
6				/5日		月	日	～	月	日
7				/5日		月	日	～	月	日
8				/5日		月	日	～	月	日
9				/5日		月	日	～	月	日
10				/5日		月	日	～	月	日
11				/5日		月	日	～	月	日
12				/5日		月	日	～	月	日
13				/5日		月	日	～	月	日
14				/5日		月	日	～	月	日
15				/5日		月	日	～	月	日
16				/5日		月	日	～	月	日
17				/5日		月	日	～	月	日
18				/5日		月	日	～	月	日
19				/5日		月	日	～	月	日
20				/5日		月	日	～	月	日
21				/5日		月	日	～	月	日
22				/5日		月	日	～	月	日
23				/5日		月	日	～	月	日
24				/5日		月	日	～	月	日
25				/5日		月	日	～	月	日
26				/5日		月	日	～	月	日
27				/5日		月	日	～	月	日
28				/5日		月	日	～	月	日
29				/5日		月	日	～	月	日
30				/5日		月	日	～	月	日
31				/5日		月	日	～	月	日
32				/5日		月	日	～	月	日
33				/5日		月	日	～	月	日
34				/5日		月	日	～	月	日
35				/5日		月	日	～	月	日
36				/5日		月	日	～	月	日
37				/5日		月	日	～	月	日
38				/5日		月	日	～	月	日
39				/5日		月	日	～	月	日
40				/5日		月	日	～	月	日

第9号様式(第7条関係)(裏面)

No.	小学校名	学年	氏名	利用希望日数	入会要件	入会決定期間				
41				/5日		月	日	～	月	日
42				/5日		月	日	～	月	日
43				/5日		月	日	～	月	日
44				/5日		月	日	～	月	日
45				/5日		月	日	～	月	日
46				/5日		月	日	～	月	日
47				/5日		月	日	～	月	日
48				/5日		月	日	～	月	日
49				/5日		月	日	～	月	日
50				/5日		月	日	～	月	日
51				/5日		月	日	～	月	日
52				/5日		月	日	～	月	日
53				/5日		月	日	～	月	日
54				/5日		月	日	～	月	日
55				/5日		月	日	～	月	日
56				/5日		月	日	～	月	日
57				/5日		月	日	～	月	日
58				/5日		月	日	～	月	日
59				/5日		月	日	～	月	日
60				/5日		月	日	～	月	日
51				/5日		月	日	～	月	日
52				/5日		月	日	～	月	日
53				/5日		月	日	～	月	日
54				/5日		月	日	～	月	日
55				/5日		月	日	～	月	日
56				/5日		月	日	～	月	日
57				/5日		月	日	～	月	日
58				/5日		月	日	～	月	日
59				/5日		月	日	～	月	日
60				/5日		月	日	～	月	日
利用児童数 合計(人)		対象児童数 合計(人)								

入会要件

- 1 就労のため
- 2 傷病・障がい等のため
- 3 同居の親族を常時看護・介護しているため
- 4 就学や職業訓練等のため
- 5 出産前後のため
- 6 その他
- 0 対象外児童

収支決算書

【収入】

(単位:円)

項目	金額	説明
運営事業費収入		
保護者負担金		
入所料		
利用料		
通常利用料		
長期休業利用料		
延長利用料		
送迎料		
その他()		
郡山市補助金		
放課後児童健全育成事業		
送迎支援事業		
処遇改善事業(月額9,000円相当)		
物価高騰対策事業		
積立金等取崩額		
退職引当金繰入額		
修繕積立金取崩額		
短期運営資金積立金取崩額		
その他収入(寄付金等)		
前年度繰越金		
収入小計①		
収入小計①'		(収入小計①-郡山市補助金)
実費負担事業費収入		
保護者負担金		
おやつ代		
給食代		
行事代		
教材代		
保険代		
その他()		
その他収入()		
収入小計②		
放課後児童健全育成事業 収入小計③		(収入小計①+収入小計②)
放課後児童健全育成事業 収入小計③'		(収入小計①'+収入小計②)
付加サービス事業費収入		
保護者負担金		
事業代		
教材代		
その他()		
その他収入()		
収入小計④		
収入 合計		(収入小計③+収入小計④)

【支出】

(単位:円)

項目	金額	説明
運営事業費支出		
人件費		
給料賃金		
賞与		
時間外手当		
通勤手当		
福利厚生費		
その他()		
事業関連費		
施設使用料		
光熱水費		
修繕費		
保険料		
通信費		
事務費		
消耗品費		
備品購入費		
行事費		
研修・出張旅費		
負担金		
その他		
送迎費		※補助金(送迎支援)を申請する場合のみこの欄に計上
積立金等		
退職引当金		
修繕積立金		
短期運営資金積立金		
その他支出()		
支出小計①		
支出小計①'		(支出小計①-積立金)
実費負担事業費支出		
おやつ代		
給食代		
行事代		
教材代		
保険代(児童分)		
その他()		
支出小計②		
放課後児童健全育成事業 支出小計③		支出小計①+支出小計②
放課後児童健全育成事業 支出小計③'		(支出小計①' + 支出小計②)
付加サービス事業費支出		
事業代		
教材代		
その他()		
支出小計④		
支出 合計		支出小計③+支出小計④